

宮代町廃棄物処理検討委員会における新たな検討項目

食品ロスの削減について

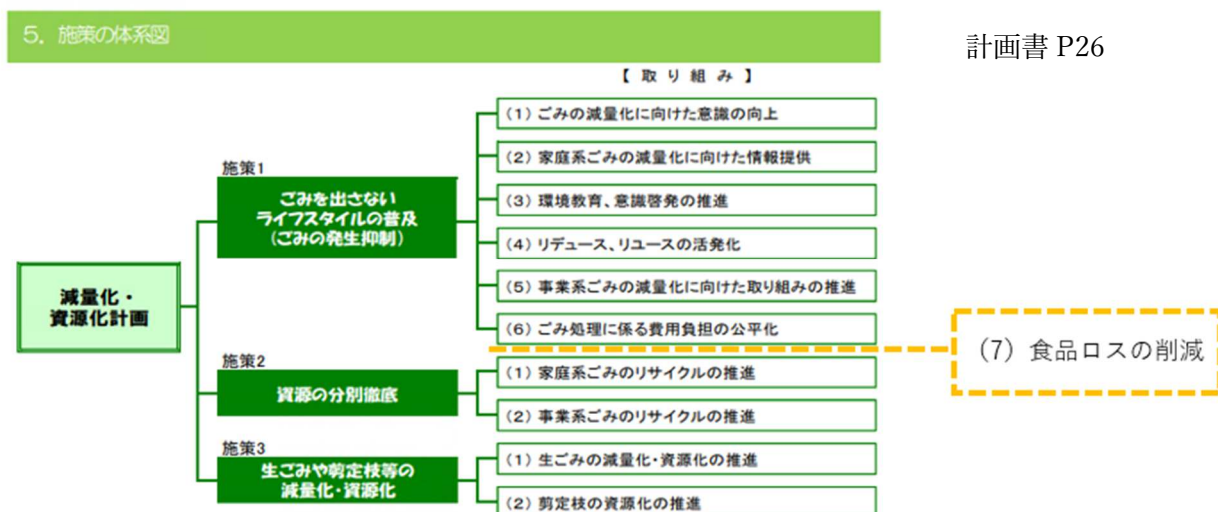
1 法律上の位置づけ

令和元年 10 月 1 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、各市町村は基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「食ロス計画」と称する）を定めるよう努めなければならないとされています。

2 宮代町の対応方針

食ロス計画の策定には、現状把握（発生量調査）はもとより、取り組みと数値目標の設定など、検討すべき項目についてデータが揃っていないことから、今回の計画改訂作業の中に組み込むことは困難です。そのため、今回の改訂においては、減量化・資源化計画の施策 1「ごみを出さないライフスタイルの普及（ごみの発生抑制）」の新規取り組みとして「(7) 食品ロスの削減」を設定したいと考えています。

なお、近い将来、収集業務が町に移管されることになっておりますので、まだ食べることができる食品の廃棄発生量調査並びにその効果的な削減方法等に関する検討を行い、次回（令和 9 年度）の本計画改訂の際には、食ロス計画についても併せて策定したいと考えています。



3 委員会での作業内容

「食品ロスの削減」の設定にあたっては、委員の皆さまからのアイデアなどを集約することで、取りまとめていきたいと考えています。

つきましては、第 13 回に向けた宿題として記入用紙をご用意いたしましたので、期日までにご提出をお願いいたします。

4 【参考】食品ロスについて

(1) 現状

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のことです。

2020 年の日本の食品ロス量は約 522 万トン（事業系約 275 万トン、家庭系 247 万トン）でした。これを国民 1 人あたりの食品ロス量に置き換えると、1 日約 113 g、お茶碗約 1 杯の 150 g の量に近い量です。

なお、食品リサイクル法の基本方針（2019 年 7 月）、食品ロス削減推進法の基本方針（2020 年 3 月）において 2030 年度までに 273 万トンに半減させる（2000 年比 547 万トン）との目標が設定されました。

また事業系と同様に家庭系食品ロスも半減させる目標を第四次循環型社会形成推進基本計画（2016 年 6 月）において設定しています。

・主に事業系食品ロスの発生要因と対策

（農林水産省資料「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」一部追記）

主な食品ロスの発生要因	対策の方向
商慣習	商慣習の見直し
販売機会の損失を恐れた多量の発注	需要に見合った販売の推進
消費者の賞味期限への理解不足	フードバンクとの連携
消費者の食べ残し	消費者への啓発
可食部分の廃棄	「食べきり」「持ち帰り」「買いすぎ防止」の促進
	可食部分の活用

※商慣習…食品小売業において賞味期限の 1/3 を超えたものを入荷しない、2/3 を超えたものを販売しない。先に入荷したものより前の賞味期限のものは入荷しない。

(2) 食品ロスの問題点

- ・食品ロスの廃棄のため、ごみ処理に多額の費用がかかる。
- ・可燃ごみ焼却のため、CO₂が排出される。
- ・食料を輸入に頼る一方、多くの食料を食べずに廃棄する無駄が発生する。